

平成 17 年 5 月 13 日

各 位

会社名 電気興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 萩原梓郎
(コード番号 6706 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 笠井克昭
(TEL . 03-3216-1671)

当社定款変更(予定)のお知らせ

当社は平成 17 年 5 月 13 日に開催された取締役会において定款の一部変更を行うことについて、本年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会にお諮りすることにつきまして、決議いたしました。

定款の一部変更案の概要及び理由は以下のとおりです。

1. 電子公告制度の導入について

平成 17 年 2 月 1 日に「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が施行され、インターネットのホームページ上に公告を掲載する電子公告制度が導入されたことに伴い、高度情報化社会に適合した簡便かつ迅速な公告の方法である電子公告制度を採用するために、現行定款第 4 条(公告の方法)において、所要の変更を行うものであります。

2. 発行する株式総数の変更及び基準日の設定について

今後、当社を取り巻く経営環境が変化した場合等に、柔軟かつ迅速な資金調達をすることができるために、将来の新株発行等に備えて、現行定款第 5 条(発行する株式の総数)において、授權株式数を法令上の上限近くまで拡大し、また、基準日後株主総会開催日までに新株発行等が行われた場合に対処等するために、現行定款第 10 条(基準日)において、基準日以後、取締役会の決議により予め公告のうえ、一定の日の株主をもって、定時株主総会で権利を行使すべき株主とすることができることを明確にするために第 2 項を新設し、所要の変更を行うものであります。

3. 解任決議の明確化について

平成 18 年 4 月 1 日施行を視野に入れて審議中の会社法案(第 162 回国会内閣提出法案第 81 号)において、取締役及び監査役解任議案の定足数及び決議要件が普通決議又は

定款の定めに従うとされていることに伴い、長期的な視野に基づく経営の安定性を確保するため、上記法案に基づく会社法施行後も、上記解任議案について現行どおりの定数及び決議要件といたしたく、現行定款第 14 条（株主総会の決議）において、所要の変更を行うものであります。

4. 取締役の員数の削減について

取締役会のさらなる活性化を図り、事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ確かな意思決定を行うことを目的として、現行定款第 16 条（取締役の員数及び選任）の員数を削減するものであります。なお、当社の現任取締役は、9 名であります。

5. 取締役の責任免除及び監査役の責任免除

平成 14 年 5 月 1 日に施行された「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 149 号)により、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の会社に対する責任を一定限度免除すること並びに社外取締役との間で社外取締役の責任限定額を予め定める契約を締結できることを定款に規定することができることになっていることから、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、社外取締役の招聘を容易にできるよう、現行定款に第 24 条の 2（取締役の責任免除）及び第 30 条の 2（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、上記 2 から 4 に関する定款変更は、財務戦略の機動性の確保ないし中長期的視野に基づいた安定的な経営基盤の確保を主眼として行うものですが、結果として濫用的な敵対的買収に対処する効果が生じることもあり得ます。もっとも、当社においては、現時点で買収者が現れた場合の脅威として想定している具体的な事象はございません。今後、株主及び投資家に影響を与えるような防衛策の発動を決定した場合はその詳細について直ちに公表いたします。

以 上